

## 令和8年度鳥取県6次化・農商工連携支援企画推進業務委託プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、令和8年度鳥取県6次化・農商工連携支援企画推進業務（以下、「業務」という。）において、企画提案書等を比較検討し、業務の受注者を選定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

### (業務の内容)

第2条 「鳥取県地域資源活用・地域連携サポートセンター」において、農林漁業者等の6次化・農商工連携の取組を支援し、鳥取県内における6次化・農商工連携の推進を図る。

2 業務の内容は、別添「令和8年度鳥取県6次化・農商工連携支援企画推進業務に関する業務委託仕様書」による。

### (予算額)

第3条 予算額は金3,003千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

### (業務期間等)

第4条 業務期間は、契約締結日から令和9年3月26日（金）までとする。

2 契約者、契約担当部局は、次のとおりとする。

(1) 契約者

鳥取県知事 平井 伸治

(2) 契約担当部局

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課

### (参加資格要件)

第5条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されていること。

ア その他の委託等の監査・コンサルティング

イ その他の委託等のその他

(3) 本件調達公告の日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達公告の日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### (スケジュール)

第6条 契約の締結に至るまでの手続及び時期はおおむね次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合がある。

(1) 調達公告

令和8年2月24日（火）

(2) 質問受付期限

令和8年3月3日（火）

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| (3) 質問に対する回答期限      | 令和8年3月6日(金)         |
| (4) 企画提案参加申込書の提出期限  | 令和8年3月10日(火)        |
| (5) 参加資格有無通知期限      | 令和8年3月13日(金)        |
| (6) 企画提案書等提出期限      | 令和8年3月19日(木)        |
| (7) 書類審査の実施         | 令和8年3月23日(月)～26日(木) |
| (8) 審査結果の通知         | 令和8年3月27日(金)以降      |
| (9) 契約締結等の協議及び見積り依頼 | 令和8年3月27日(金)以降      |
| (10) 契約締結           | 令和8年4月上旬            |

2 プロポーザルの実施要領等の交付については、次のとおりとする。

(1) 交付方法

令和8年2月24日(火)から同年3月10日(火)までの間に、インターネットの鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/292224.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(2) 交付期間及び交付時間

令和8年2月24日(火)から同年3月10日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課  
電話 0857-26-7807 ファクシミリ 0857-21-0609  
電子メール shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp

(4) 交付資料

- ア 調達公告
- イ 令和8年度鳥取県6次化・農商工連携支援企画推進業務委託プロポーザル実施要領
- ウ 企画提案参加申込書(様式第1号)及び公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)
- エ 令和8年度鳥取県6次化・農商工連携支援企画推進業務に関する業務委託仕様書
- オ 企画提案書等作成要領(以下「作成要領」という。)
- カ 令和8年度鳥取県6次化・農商工連携支援企画推進業務委託プロポーザル審査要領(以下「審査要領」という。)

(企画提案参加申込書等の提出)

第7条 このプロポーザルに参加しようとする者は、企画提案参加申込書(様式第1号)及び公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)を作成し、令和8年2月24日(火)から同年3月10日(火)までの間の午前8時30分から午後5時15分までに第6条第2項第3項の場所に持参又は郵便等の方法により提出する。ただし、郵便等による提出の場合は、令和8年3月10日(火)午後5時15分までに到着したものに限り受け付け、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

2 前項の規定に基づき提出された書類により、プロポーザルへの参加資格の有無について審査を行う。

(企画提案書等の作成及び提出)

第8条 企画提案を行う者(以下「提案者」という。)は、企画提案書等を作成要領の規定に基づき作成し、提出すること。

2 前項の企画提案書等の作成にあたる質問の受付は作成要領のとおりとする。

(審査会の設置)

第9条 鳥取県は、企画提案等の順位を決定するため、令和8年度鳥取県地域資源活用・地域連携サポートセンター企画推進業務等委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は5名（2名以上の鳥取県職員以外の学識経験者含む。）で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- 3 審査に当たっては、第8条第1項の規定に基づき提出された企画提案書等により審査を実施する。

(評価方法)

第10条 鳥取県は審査要領を定め、審査会は当該審査要領に基づいて評価を行う。

(提案者の失格)

第11条 鳥取県は、提案者のうち審査委員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

(最優秀提案者の選定方法)

第12条 第10条により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。ただし、第8条第1項の作成要領に定める提出期限までに企画提案書等が提出されなかった場合又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。

(審査結果の通知、公表)

第13条 鳥取県は、審査結果を提案者全員に文書で通知するものとし、全ての提案者の順位及び得点並びに最高順位の提案者名をインターネットの鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/292224.htm>)で公表する。なお、審査結果の通知については、当該通知の相手方の順位及び得点のみ記載する。

(契約の締結)

第14条 鳥取県は第12条により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調となった場合又は契約の相手方候補者が企画提案書等の提出日から契約締結日までに指名停止措置を受けた場合は、当該候補者との契約を行わず、第12条により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(企画提案書等の取扱い)

第15条 企画提案書等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等は原則として返却しない。
- (2) 鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (3) 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。また、選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。鳥取県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (4) 企画提案書等の提出後の差替え及び追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等プロポーザルの参加に係る費用は、提案者の負担とする。

(契約の解除)

第 16 条 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は、鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課長が別に定める。

2 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

(1) 第 5 条各号に掲げる参加資格のない者又は第 7 条第 1 項に掲げる有効な提出書類を第 7 条第 1 項の提出期限までに提出のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等

(2) 第 8 条第 1 項に規定する提出期限を過ぎて提出された企画提案書等

3 鳥取県議会令和 8 年 2 月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、随意契約の相手方を決定しない。

4 第 7 条第 1 項に掲げる有効な提出書類又は第 8 条第 1 項に規定する企画提案書等の提出後にプロポーザルの参加を取り下げる場合は、速やかに鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課へ連絡するとともにその旨文書で通知すること。

(様式第1号)

企画提案参加申込書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(提出者)

会社(団体)名

所在地

代表者職・氏名

(連絡責任者)

所属

職・氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メール

令和8年2月24日付け調達公告に係る下記調達の公募型プロポーザルに参加したいので、別添のとおり資料を提出します。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること及び添付書類の記載事項について事実と相違しないことを誓約します。

記

- 1 調達件名 令和8年度鳥取県6次化・農商工連携支援企画推進業務
- 2 提出資料 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)

(様式第2号)

公募型プロポーザル参加資格確認書

鳥取県知事 平井 伸治 様

案件名称：令和8年度鳥取県6次化・農商工連携支援企画推進業務

- 1 当社(団体)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者です。
- 2 当社(団体)は、令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格に係る業種区分が以下のいずれかの業務区分に登録されている者です。  
ア その他委託等の監査・コンサルティング  
イ その他委託等のその他
- 3 当社は、本件の公募型プロポーザルの調達公告の日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。  
また、本件業務の企画提案書の提出の日までに指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 4 当社は、本件の公募型プロポーザルの調達公告の日から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てを行っていません。  
また、本件業務の企画提案書の提出の日までに更生手続開始又は再生手続開始の申立てを受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当社は、鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有しています。
- 6 当社(団体)は、鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者です。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

(提出者)

会社(団体)名  
所在地  
代表者職・氏名

(連絡責任者)

所属  
職・氏名  
電話番号  
ファクシミリ  
電子メール

(注) 4について、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者は、法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式、以下「明細書写し」という。)を添付すること。ただし、県内事業所を設立して間もない場合において、明細書の写しが添付できない場合は、県内従業員数の分かる受理印のある公的資料(県内市町村へ提出した設立届の写し(受理印が押印されたもの)等)を添付すること。